

令和7年度 第8回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和8年3月10日(火) 午後2時00分
開催場所 Zoom(Web 会議システム)等

第1号議案 2月27日開催「全商協」第3回機械流通委員会結果に関する件

<p>全国遊技機商業協同組合連合会 2025年度 第3回機械流通委員会 報告書</p>
開催日時 2026年2月27日(金) 10時28分～11時41分
開催場所 Zoom「オンライン会議」
議題
(1) 保証書の電子化の開始に伴う運用方法について (2) 保証書以外の様式の電子化について (3) その他
出席者
担当役員 谷野 博(中部)、山本 基庚(中国) 植田 優(四国)、國分 寿人(九州) 委員長 佐々木 勝司(東日本) 副委員長 北大将(関西) 委員 金沢 泰盛(北海道)、永山 恵治(東北) 柳 成浩(東北)、松永 進一(東日本) 横山 正人(中部)、 内藤 進(中部) 永川 隆二(関西)、保山 勝弘(中国) 河野 賢一郎(四国)、徳森 成樹(四国) 寺坂 一世(九州)、曾部 武(九州) オブザーバー 敬称略 北海道：島山 和生 東北：高橋 一則 東日本：師田 茂雄 四国：川原田 浩司 全商協事務局 石井 利洋(事務局課長)、藤田 準(事務局職員)
事務局が開会を宣言し、本委員会は有効に成立する旨を告げ、佐々木委員長を議長として審議を開始した。
〔議事〕
1 保証書の電子化の開始に伴う運用方法について
① 保証書の電子化に関する説明について
佐々木委員長より、「2月10日開催の中古機流通協議会で保証書の電子化について承認され、4月1日運用開始ということで進めている。また、ホール4団体への説明会も来週3月3日に、本日の配布資料である『中古及び認定申請にかかる書類(保証書等)の電子交付フロー』、添付資料1と2、及び電子保証書サンプルを元に説明を行う予定である。ホール4団体には、以下の内容での説明を予定しているため、問題点等がないかお聞きいただきたい。「最初に概要について「電子保証書には「改ざん防止」の対策を施し、かつ保証書作成組合員のみダウンロード可能とする」そして、「現行保証書の打刻に代わり、電子保証書には二次元コードを印字し、組合の交付情報を確認できる環境を構築する」こととなります。それでは、電子交付フローの説明をさせていただきます。まず、組合員販社が『申請書類一式をアップロード』行います。中古申請の場合、『設置元保証書一式、撤去遊技機明細書、中古遊技機確認書、中古遊技機売買確認書(移動同意書)』といった書類になります。続いて、『電子文書受渡システム』にて、組合員がアップロードした書類の管理、及びWeb上での書類申請を行うことができます。このシステムで設置先検定通知書の交付が行われ、設置先保証書の作成を行います。また、後日書類の作成も行うことができます。組合員が登録及び作成した書類は、組合事務局で書類確認を行い、メーカーへの機歴連絡を行い、問題がない遊技機であることを確認した上で、受付処理を行います。その後、システムに交付番号等の必要な情報を登録し、交付情報として、『電3子文書受渡システム』に送信します。この際、保証書に対し、改ざん防止対策として、二次元コードを印字します。その後、組合員が保証書一式をダウンロードできる状態になります。組合員は、保証書一式をダウンロードし、販社で印刷をし、ホールへ送付する。若しくはPDFファイルをホールに送信し、ホールで印刷していただく、といずれかの方法で対応する運

用で行います。その後、ホールは、許可申請書又は変更承認申請書（保証書一式添付）を所轄署へ提出という流れになり、紙で提出するか電子データで送付するかはホールの判断となります。また、保証書に印字した二次元コードは、保証書照会サイトを新たに立ち上げ、二次元コードを読み込むことで保証作成に関する各種情報を照会することにより、改ざん防止の対策としております。続いて、資料1です。先ほどのフローの中央の電子文書受渡システムの下段の『改ざん防止対策』、『QRコードの印字』の箇所の説明になります。

PDF ファイルの改ざん防止対策として、Adobe Acrobat（アドビ・アクロバット）というPDFの編集ソフトを使用します。一般的に世界中の企業で使われている編集ソフトで、非常に信頼性の高いソフトウェアです。その機能の中で、この一番上の赤い囲いのところに、『セキュリティ方法』があって、『パスワードによるセキュリティ』というところが赤い枠で囲われています。その下に各セキュリティの項目が書いてあり、『文書の変更』、『文書アセンブリ』、『内容のコピー』等のルールが書いていますが、『印刷』以外は許可しないという形で、セキュリティ及び改ざん防止を行います。中段右側に書いています『セキュリティ方法』は、『パスワードによるセキュリティ』文書を開くとになり、印刷はできますが、その他は全て許可をしないという形になっています。そして、この解除パスワードは、自動でユニークIDを付与し、販社にも公開しませんので、パスワードの解除が不可能ということになります。2枚目がパスワードを解除しようとした場合の警告メッセージの画面になります。赤枠で囲われているところのポイントが重要ということで認識いただければいいと思います。続きまして、フローに戻って、中央の『交付情報』と矢印が出ているところの下の方です。保証書照会というところでは、保証書照会用のデータベースを作り、専用のウェブサイトを作ります。保証書に印字された二次元コードを読み込むとアクセスできるようになっていて、保証書情報が表示されます。もしここで二次元コードが仮に偽物であった場合は、情報が表示されません。この二次元コードの読み込みをしますと、資料2をご覧ください。パソコン上の画面での保証書から抜粋した情報になります。『交付番号』、『作成組合員販社番号』、『作成組合員名』、『取扱主任者番号』、『取扱主任者名』、『保証書日付』、『営業所所在地』、『営業所名』、『型式名』、『台数』が表示されます。この情報と保証書の内容が合致しているかを確認していただきます。二次元コードによる情報がなかった場合、キャンセルされた場合、保証書照会サイトの閲覧有効期限切れとして設定している60日を超えた場合、あるいは二次元コードが何らかの形で改ざんされていた場合に関しては、保証書情報が無いことが表示されます。保証書作成に関する情報は全て組合事務局で把握していますので、いつ、どこで誰が点検をしたか、確認できる状況になっています。2枚目は、スマートフォンを用いた際の画面で、項目は同じでレイアウトが異なります。フローと資料1と資料2のご説明を終わりましたので、続きまして、電子保証書のサンプルの説明になります。これは、中古申請時の保証書となります。タイトルは『中古ぱちんこ遊技機等 営業許可・変更承認関係書類』となっており、認定申請の場合は、『ぱちんこ遊技機等 認定申請関係書類』となります。その下に、『中古機流通

枚目は、『保証書』となります。今回の電子化に合わせて、個人情報保護の観点から、取扱主任者の個人情報である住所及び生年月日を削除し、代わりに『遊技機取扱主任者証番号』を印字するよう改正しております。また、右下には、『全国遊技機商業協同組合連合会』の名前、『交付番号』、先程説明した二次元コードを印字しております。4枚目は製造番号表で、右下には、『全国遊技機商業協同組合連合会』の名前、『交付番号』、二次元コードを印字しております。こちらの書類一式で中古申請及び移動をしていくこととなります。説明は以上となります。

本件に対し各委員より意見等は無く、ホールへの説明内容として問題ないことが確認されたため、3月3日に開催されるホール4団体への説明会も本内容で行うことになった。

② 保証書の電子化の切り替え時期について

佐々木委員長より、「電子保証書への切り替え時期について機械流通運営部で検討した結果、『保証書の日付が3月31日以前は、従来の打刻書類を発給する。4月1日以降は、電子保証書に切り替えて発給を行う』との意見が出た。また、回胴遊商は、4月1日申請分、すなわち5営業日目の4月7日発給分から電子保証書での運用となり、また、紙と電子の併用はシステム上行えないため、3月26日～31日は書類を受け付けないとのことである」と説明があった。本件について、委員会で協議した結果、『保証書の日付が3月31日以前は、従来の打刻書類を発給する。4月1日以降は、電子保証書に切り替えて発給を行う』との考えで問題ないと意見でまとまったため執行部会にて報告することになった。

③ 保証書の電子化にあたり検討する事項について

谷野担当役員より、保証書の電子化にあたり、以下の3点について、組織委6委員会で確認していただきたいと提案があった。

- ・当面の間、保証書は紙媒体と電子媒体が混在する。保証書の提出期間間際までとなると変更承認申請において、5月中旬まで続く。その内容を、警察庁から各県警、所轄へ通達するだけで良いのか、もしくは、各地区遊商が、各県警へ説明をしに行くのか確認していただきたい。

- ・4月1日以降の保証書から打刻がなくなる為、「再打刻」という名称は不適切なため、「再発給」に変更してはどうか確認していただきたい。

また、本件に関連し、山本担当役員より、「中古機流通協議会で定めた規約の様式である、点検確認受渡書及び保管・保管・納品確認書において『打刻書類交付番号』という文言があるため、『書類交付番号』等の文言に改正する旨を、中古機流通協議会に上程していただきたい」と発言があった。

- ・越境書類について組合事務局間でのやり取りは電子メール、販社への発給は「紙」で行うことでシステム開発を進めており、発給の期間は、従来通り「10営業日」としている。

組合事務局間でのやり取りは「電子メール」、販社への発給は「紙」で行うことを正式に確認するために検討していただきたい。

③ 交付番号の統一について

保証の電子化に合わせて、年度が切り替わる今年の4月から、交付番号の統一を資料

「2026年度からの交付番号の統一について」のとおり行うことを考えていると全商協事務局より説明があった。委員会で検討した結果、内容には問題がないため、委員から地区遊

商の事務局責任者に伝えていただき、問題等が無ければ資料のとおり運用することが確認された。

④ 全商協規約の改正について

佐々木委員長より、「保証書の電子化による中古機流通に係る要綱・要領の改正に合わせて、全商協規約にも保証書の電子化に関する改正を行う。また、昨年協議していた健康保険証の代わりに標準報酬決定通知書を受領する件も合わせて改正を行う予定である」と説明があった。資料の改正案を確認した結果、以下の2点に問題があるのではないかと意見が挙げられたため、全商協顧問弁護士に内容を確認することになった。

・6条2項は、「中古遊技機流通事業者」の登記に関する内容であり、6条3項に「中古遊技機流通事業者」の登録に関する説明があるため、2項に「中古遊技機流通事業者」の文言は不要ではないか。

・14条1項2号について、1～2年程度は打刻書類も過去の移動履歴として流通するため、「中古機流通協議会印が打刻された書類の写し」は残しておくべきではないか。

⑤ 表紙の在庫について

佐々木委員長より、「現行の中古申請及び認定申請用の表紙は4月以降使用しなくなるため、在庫及び買い取った場合の費用について、取引先業者と交渉している。請求費用の確定は4月以降となるので、組織委員会で支払い方法を協議させていただく」と報告があった。

2 保証書以外の様式の電子化について

保証書以外の様式の電子化について、地区遊商から事前に回答をいただいた内容を元に、意見のまとめを行った。

・後日書類である点検確認受渡書及び保管・納品確認書の電子化は、「現行のQR読み込み端末を用いる」、「確認証紙にQRコードを付与し活用する」、「点検確認受渡書の署名は1回で済むようにする」という意見を、回胴遊商との実務担当者会議の際に伝えることが確認された。また、東遊商より、セキュリティーシールの回収に関しても電子化していただきたいとの意見が挙げられた。

・売買契約書の販社間でのつなぎ売契の電子化は、九州遊商が考えた運用案で問題ないことが機械流通委員会で確認された。また、今後、3枚綴り全ての電子化も検討していただきたいとの意見が挙げられた。國分担当役員より、4月1日運用開始で進めたいので、組織委員会で確認していただきたいとの発言があった。

・確認証紙の発給は事前に販社にある程度の枚数を渡してはどうかとの意見が多数挙げられた。本件は、確認証紙へのQRコード印字も含めて引き続き検討することになった。

・販社での書類保管期間は、押印のある売買契約書は紙で保管、その他の申請書類は電子で保管し、保管期間は検定有効期限（最大3年）ということで機械流通の意見がまとまったため、組織委員会で確認することになった。

以上

第 2 号議案 保証書(発給書類)の電子化に関する件

(1)「保証書(発給書類)の電子化」に伴う検討事項等について

以下のとおり運用することが異議なく了承された。

1	<p>保証書(発給書類)の発給開始時間について</p> <p>4/1 以降は、組合員側でシステムにアクセスし、発給書類をダウンロードし印刷することになるため、システム上の発給開始時間(組合員側のダウンロード可能開始時間)を、申請日から「5 営業日目午前 9 時 00 分」とする。なお、4 営業日目午後 12 時 00 分までに NG(不備差替え等)解消出来なければ発給日を 1 日ずらしていくこととする。(NG 解消までは 1 日毎発給が後ろにずれていくことになる)</p>
2	<p>確認証紙の運用について</p> <p>(1) 事前点検 <u>書類申請日から 4 営業日目に確認証紙を組合員販社へ発送(5 営業日目午前中着・元払い)</u>とする(引取は不可)ことを一案とし、ほかの案も検討することとする。</p> <p>(2) 認定点検 従前から変更無し。(FAX 依頼を受け使用交付番号/証紙番号を組合員販社へ FAX 返信する) <u>原則発送とし、急ぎの場合などは組合へ連絡の上、引取可とする。</u> ※今後、全商協による運用方法の統一がなされた場合は、それに合わせて変更する。</p>
3	<p>申請書類のキャンセル(有償)について</p> <p>現行通り(3 営業日目 15 時以降はキャンセル(有償)扱い)とする。 ※同日時以前は、現行通り取り下げ扱い(無償)。</p>
4	<p>申請年月日及び保証書作成日の統一について</p> <p>4/1 申請分から電子発給に切り替わるため、打刻・電子発給の混在を防ぐため、4/1 申請分から「申請日」「機歴作成日」「保証書作成日」を同日にさせていただくよう組合員へ通知する。</p>
5	<p>その他取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後日書類関係…当面の間、変更無し(現行通り) ・キャンセル申請した場合の発給書類等の返却方法など、システム改修により、運用の一部変更が必要な部分については、随時、システム改修に併せて運用を変更することとする。

(2)「保証書(発給書類)の電化」に伴う説明会の開催について

発給書類の電子化に伴い、同運用に係る組合員販社への説明会(ZOOM)を 3 月 27 日(金)午後 3 時(所要時間 30 分程度)に開催することが異議なく了承された。

(3) 書類作成システムの改修費用について

事務局より、電子発給に伴うシステム改修がなされたため、同費用を一単組当たり 330,000 円(税込)負担すること、シーズウェブ社へ通常費用分と併せて 4 月請求分で支払うことが報告され、異議なく了承された。

第 3 号議案 令和 8 年度 技能研修「更新研修会」に関する件

事務局より、令和 8 年度技能研修「更新研修会」会場を再検討したが、様々な事情を考慮し例年同様の会場としたいこと、青森会場 A 階については、実技・筆記会場が別フロア(5 階・9 階)になることが報告され、異議なく了承された。

第4号議案 遊技機保全措置用「セキュリティシール」の価格改定に関する件

事務局より、全商協から本年4月受注分(5月納品分)よりセキュリティシールのみの値上げ(1.5円)の通知文書を受領したことが報告され、値上げ分は組合員が負担することとし、以下のとおりの負担割合とすることが異議なく了承され、理事会に上程することとなった。

※令和8年5月1日(金)発送/引取分以降から適用

【大サイズ】ビニール袋・セキュリティシール(税別)

時期	定価		
	袋	シール	合計金額
現行	98.0円	33.0円	131.0円
↓	↓	↓	↓
令和8年5月出荷分から	98.0円	34.5円	132.5円

前期より税別1.5円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
66.0円	65.0円
↓	↓
66.0円	66.5円
72.60円	73.15円

税込

【小サイズ】ビニール袋・セキュリティシール(税別)

時期	定価		
	袋	シール	合計金額
現行	91.6円	33.0円	124.6円
↓	↓	↓	↓
令和8年5月出荷分から	91.6円	34.5円	126.1円

前期より税別1.5円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
62.6円	62.0円
↓	↓
62.6円	63.5円
68.86円	69.85円

税込

第5号議案 中古遊技機流通に関する件

事務局より、次のとおり報告があった。

- (1) 納品設置時における通信トラブル以外の「理由書」について
令和8年1月22日～令和8年3月9日の期間における納品設置時の通信トラブル以外の理由書提出は7件。
- (2) 早期発給依頼について
令和8年1月22日～令和8年3月9日の期間における早期発給依頼は0件。

第6号議案 技能研修「新規研修会」に関する件

事務局より、開催状況及び4月度の受講希望が3月9日時点で0名であること、申込みがあった場合は山内委員が講師を担当することが報告された。

No.	開催日	開催場所	講師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月・5月			無し			
2	6月20日	東北遊商	柳・(大久保)・(橘)	1	1	1	-
3	7月18日	東北遊商	橘・(大久保)	1	1	1	-
4	8月			無し			
5	9月16日	東北遊商	大久保	1	1	1	-
6	10月			無し			
7	11月20日	東北遊商	最上	2	2	2	-
8	12月～2月			無し			

第7号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

事務局より、設置外の「中古」遊技機及び「認定機」への部品発注は下表のとおりであること、3月は3月9日時点で、「中古1件1台」「認定0件」であることが報告された。

■2025年度 設置外の【中古】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数（2018/04/01より運用開始）

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2026)1月		2月		3月		合計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	0	0	1	1			11	11
東北	7	33	1	1	3	3	1	1	0	0	0	0	7	19	2	4	0	0	6	7	5	7			32	75
東日本	13	13	10	10	19	29	22	22	15	15	9	9	23	23	14	14	6	6	2	2	3	3			136	146
中部	5	6	6	7	3	5	3	3	4	5	7	7	1	2	7	11	6	9	5	6	3	3			50	64
関西	31	35	32	33	34	34	27	32	23	23	21	21	25	28	22	25	15	15	29	30	32	34			291	310
中国	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0			3	3
四国	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	0	0			8	8
九州	3	5	2	2	0	0	4	4	8	19	5	12	2	2	4	9	0	0	4	6	0	0			32	59
小計	62	95	52	54	61	73	61	66	51	63	42	49	61	77	52	66	30	33	47	52	44	48	0	0	563	676

●2025年度 設置外の【認定】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数（2020/04/01より運用開始）

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2026)1月		2月		3月		合計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	0	0	0	0	0	0	7	7	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0			10	10
東北	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1			10	10
東日本	22	22	13	13	26	26	4	4	6	6	18	18	7	7	4	4	17	17	15	15	3	3			135	135
中部	8	8	2	2	0	0	2	2	0	0	3	3	4	4	5	5	14	14	1	1	4	4			43	43
関西	7	7	18	18	31	31	18	18	9	9	3	3	25	25	22	22	13	13	22	22	18	18			186	186
中国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0			4	4	
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
九州	2	2	1	1	10	10	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	5	5	3	3	1	1			24	24
小計	42	42	34	34	68	68	32	32	17	17	29	29	37	37	33	33	49	49	44	44	27	27	0	0	412	412

※1/22 第6回機械流通員会決議に基づき、上記集計について全商協へ不要と回答したが、全商協にて各単組の必要有無を集計した結果、引き続き全商協で集計し各単組へ毎月報告されることとなったため、今後も委員会時に報告することとなった。